

JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

May 2025 | NO. 155

特集 1

児童福祉法改正から 1 年

Introduction

児童福祉法の改正から1年が経ちました。児童発達支援センターは、これまで以上に地域全体を支える役割である中核的な機能が期待されています。あわせて、障害児入所施設は、乳児期から20歳（特別な事情がある場合は22歳）までの「子どもの施設」として明確に位置づけられ、家庭的な暮らしの支援が重視されるようになりました。これらは報酬改定にも反映され、制度面からも後押しされています。

障害のある方の地域生活は徐々に広がりを見せていますが、障害のある子どもとない子どもが別の制度・環境で育つ現状があります。そのため、日常的に障害のある子どもに関わる機会が少なく、大人になってから初めて障害のある方と接するような場面も少なくありません。結果として、地域にグループホームが建設される際に反対運動が起こるなど、誤解や偏見が表面化することもあります。こうした背景には、子ども時代から障害のある人と関わる経験や、違いを理解し尊重する機会が乏しかったことが影響していると考えられます。

このような状況を改善するためにも、すべての子どもが共に育ち、学び合う「インクルーシブな保育」の推進が求められます。また、特性に応じた適切な支援と、共に過ごす経験の両立が大切です。その意味でも、児童発達支援センターの専門性を活かし、保育所や幼稚園で過ごす子どもたちの育ちの支援やその家庭への支援をより一層充実させることが重要です。また、障害の有無にかかわらず互いをリスペクトし合える社会をつくるために、啓発を進めるコーディネーター的な人材の育成も今後の課題となるでしょう。

障害児入所施設については、成人と同じ場で暮らし・生活をするのではなく、あくまで「子どもとして守られる、育ちのための施設」としての役割が明確化されました。成人期への移行支援は都道府県の責任とされ、より適切な支援体制が整えられることが期待されます。障害のある子どもたちにも社会的養護を必要とする子どもたちが増える中、様々な事情で家庭での生活が難しくなった子どもたちにとって、家庭に近い温かい環境で子ども時代を安心して過ごせるよう、今回の児童福祉法改正が実効的なものとなるような取り組みが求められています。

（社会福祉法人麦の子会 理事長 北川聡子）

児童発達支援センターの一元化と求められる中核機能

こども家庭庁支援局障害児支援課 障害児支援専門官

縄田裕弘

令和6（2024）年4月に改正児童福祉法が施行され、幅広い高度な専門性に基づき、本人支援・家族支援を提供する「児童発達支援センター」については、障害種別にかかわらず身近な地域で支援ができるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化が行われるとともに、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。

障害児通所支援は、平成24（2012）年4月の改正児童福祉法の施行により現行の支援体系に整理され、その中で児童発達支援センター（以下、センター）が創設されました。

センターは福祉型と医療型に分類され、その有する機能を発揮していましたが、近年においては、発達の気になるこどもへの支援ニーズは多様化・複雑化しており、早期からの適切な発達支援の重要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進するため、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化され、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により基準・報酬面での具体化が図られ、令和6年4月から施行されているところです。

センターについては、これまでも様々な検討会等においてその役割・機能・あり方について議論がなされてきました。

こうした議論等も踏まえ現在センターには、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、

- ①**幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能**：こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに

に、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族に、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

- ②**地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能**：地域の障害児通所支援事業所や協議会等と連携し、地域の事業所等の質を高めていく機能。

- ③**地域のインクルージョン推進の中核機能**：障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図ることや、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取り組みの発信・周知を進めていく機能。

- ④**地域の発達支援に関する入口としての相談機能**：「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧な発達支援の入口としての相談に対応していく機能。

といった、4つの中核機能が求められています。

発達の気になるこどもやその家族を中心に据えた支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の様々な関係機関が連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要です。センターは4つの中核機能が発揮できるよう体制を整備するとともに、市町村及び都道府県は、各センターを中心にこれらの機能が地域で発揮できるよう障害児福祉計画に位置付けながら、適切な支援体制の整備を行う必要があります。

地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行い、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制の整備が行えるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

札幌市における児童発達支援センターの連携と役割の実際

札幌市みかほ整肢園 園長

下野由佳

前頁でも述べられたように、令和6（2024）年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターは地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられました。

札幌市では児童福祉法改正以前から、地域の中核的な施設として期待される児童発達支援センターについて「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」（2012年10月）を作成しています。その中で、本人支援や他機関との連携や家族支援だけではなく、地域の事業所を支える中核的な動きをしていこうと、これまで検討、実践してきました。ここでは中核の4つの機能に分けて現状と課題をご紹介します。

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能——札幌市には現在、福祉型児童発達支援センターが8カ所、旧医療型児童発達支援センターが1カ所設置されていますが、障がいの種別に関わりなく様々な児童を受け入れることや専門性が求められています。また、発達支援だけではなく家族支援プログラムやカウンセリング、きょうだい支援、ソーシャルワークの実施などの家族支援を行うことが必要とされています。

②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能——2カ月に1回程度、障がい福祉課と児童発達支援センターの代表者が集まって地域の事業所を支えるためにセンター会議を行っています。会議の中で地域の事業所職員と共に発達支援や家族支援等の研修や情報交換を行う「札幌市児童発達支援研修」の内容を検討しています。この研修は児童発達支援センターごとに担当地区を分け、顔の見える連携づくりや事業所職員のスキルアップを目指して行っています。

また、平成28（2016）年10月から札幌市障がい児地域支援マネジメント事業を開始しています。この事業では区ごとに担当センターを決めて地域割りを行い、児童発達支援センターが市内の事業所を年1回以上訪問できるような体制をとっています。事業所の活動状況や困り感を把握し、孤立しないよう地域支援機能の強化・充実を図ることや、子どもや家族が安心して生活できるよう地域を支えることが、スーパーバイズやコンサルテーションにもつながっています。

③地域のインクルージョン推進の中核機能——障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援事業や障がい児等療育支援事業の実施、また中核機能として職員が訪問し、発達支援・家族支援等の相談に乗っています。今後は地域の幼稚園や保育園・こども園を支えるために児童発達支援センターが札幌市障がい児地域支援マネジメント事業のように地域割りを行い、幼稚園や保育園も含めて地域支援システムの構築の検討が課題としてあげられます。

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能——札幌市ではこども家庭センターの健診を「さっぽろ・こどもの広場」から事業所、保育園、幼稚園に結びつく体制があり、気付きの段階にある子どもや家族に対して、入り口として丁寧に相談に対応しています。しかし、事業所数は全国でも多い状況にあり選択の幅が広い一方、質のさらなる向上や事業所間の連携が求められています。

どこの地域に生まれても障がいのある子どもや家族が安心して暮らせるような地域づくりのため児童発達支援センターが中核となり、それぞれの地域に合わせ役割が果たされることを願います。

障害児入所施設の方向性

こども家庭庁支援局障害児支援課 移行支援専門官

岡崎俊彦

障害児入所施設については、平成24（2012）年の児童福祉法改正において、障害種別ごとの体系から「福祉型」「医療型」に再編され、平成26（2014）年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30（2018）年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取り組みが進められてきました。

児童福祉法改正（令和6年施行）においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築されました。またこの間、児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきましたが、特例を利用していた方の移行が完了し令和6（2024）年3月で特例は終了となりました。

移行支援については、今後も充実を図っていくために協議の場の運営状況等について状況を把握するとともに、仕組みとして定着が図られるよう努めていきたいと思います。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、地域生活に向けた支援の充実、小規模化等による質の高い支援の提供の推進、支援ニーズの高い児への支援の充実、家族支援の充実が図られました。

法改正、報酬改定とあわせて、「障害児入所施設運営指針」（令和3年9月）、「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築の手引き」（令和3年12月・令和6年7月改定）、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」（令和6年7

月）、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」（令和6年7月）等、日々の支援の場面において、より日々の生活、移行支援等、様々な場面でこどもに合わせた具体的な取り組みがなされるよう指針、手引きの整備も進めてきました。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状があります。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっています。

こども大綱では、こどもが安心・安全に過ごせる、「個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分を受け入れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活の実現を目指す」こととしています。利用児童の状態像を踏まえ、より家庭的な生活をどのように考え、実現していくか、サテライトを実施している施設も少しずつ、着実に増えてきているところですが、今後より取り組みが進むよう検討を進めていきたいと思います。

障害児入所施設が、児童発達支援センターや児童家庭支援センター等と連携し地域の子育てを支えること、里親や児童養護施設等とも連携し地域でこどもや家族が安心して育つことができる包括的な支援体制作りを行なうこと等、在宅での生活を支えていくことも障害児入所施設の役割として期待されていることと考えます。これらの役割がよりこどもと家族、そして地域に合わせて進んでいくよう皆様と検討を重ね、取り組みを進めていきたいと思います。

障害児入所施設における家庭的養育と移行支援 もなみ学園での取り組み

社会福祉法人北海道社会福祉事業団 もなみ学園 学園次長・臨床心理士

河内哲也

はじめに

障害児入所施設で暮らす子どもたちの生活を支えるためには、個々の障がい特性や発達のペースを理解して、家庭的環境の下で大人の愛情を受けられる暮らしを保障することや、子どもの将来への意思決定を尊重して大人の生活場所へ円滑に移行を進めていくこと、そしてこれらを実現するために子どもを取り巻くすべての人たちが連携協力することが必要です。

令和6（2024）年度障害福祉サービス等報酬改定では、できる限り良好な家庭的環境による支援や、地域生活に向けた移行支援計画の作成など、障害児入所施設の支援の充実が図られました。特に、地域生活に向けた移行では、令和6年度施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人期の生活への移行調整の責任主体が都道府県や指定都市であることが明確化され、移行対象者の状況把握や進捗管理、協議の場の開催などの取り組みが具体化されました。

新制度が開始されて1年が経ち、障害児入所施設における家庭的養育や自立に向けた移行支援について振り返ります。

小規模ケアによる家庭的養育の取り組み

北海道社会福祉事業団もなみ学園は北海道札幌市

（人口約196万人）にあり、障害児入所施設（定員56名）、障害児通所支援事業所（定員10名）、短期入所、日中一時支援の4つの事業を行う障がい児の総合的な支援施設です。子どもたちの健やかな成長と将来の自立に向けて、子どもたちの「そだち」「こころ」「こうどう」をチームで支えています。

当学園はこれまで築40年の建物で1フロア20名前後の大舎制による生活支援を行ってきました。しかし、施設の老朽化と大舎制による施設養育の課題を解消するために、閉校した小学校校舎を利活用する形で施設整備を進めました。令和5（2023）年7月に着工し、令和6年4月に完成を迎え、新施設での支援がスタートしました。

新施設は、6名から8名を1ユニットとする計8ユニットで、そのうち4ユニットは旧校舎をリノベーションし、残りの4ユニットは敷地内に小規模住居として2棟新築しました。各ユニットには広いリビングや一般家庭と変わらないキッチンやバス、トイレなどを設けました。内装は白を基調にして明るく落ち着いた雰囲気としました。居室は、ひとり部屋とふたり部屋を設けたほか、壁の厚い部屋を用意し、子どもの成長や障がい特性に合わせて使い分けられるようにしました。

このような家庭的環境の下でのきめ細かい家庭的養



小規模住居の外観



お祭りに行くぞ！



お好み焼き上手にできたよ。かんぱい！

特集1 ● 児童福祉法改正から1年

育は、子どもたちの生活を大きく変化させ、子どもたちの笑顔や楽しいそぶりが多くなりました。実践から1年が経ち、子どもたちに「居住空間の印象」と「生活充実感」について聞き取り調査を行いました。

まず、子どもたちは居住空間に対して「きれい」「プライバシーがある」「明るい」「心地よい」「安心」などの前向きな印象を抱いていました。また、新建物での生活では「のびのび」「楽しい」「わくわく」「精神的に楽な気分」など、満足感や充実感を抱いていました。さらに、子どもたちからは、「おうちが綺麗」「一人部屋でのんびり静かに過ごせる」「お風呂が綺麗」「見た感じ楽しそうでたくさん遊べる」などの声が聞かれ、心地よく安心した環境で生活していることがわかりました。

そのほか、ユニットの小規模化は、家庭住居に近い環境や少人数制による刺激の少なさ、居室の個室化による一人の空間確保が実現できたこと、さらに職員が子どもと時間的にも空間的にも安定的に接することが多くなることで、愛着形成や信頼関係の構築につながりました。このように、小規模ユニットでの家庭的養育は子どもたちの充実した生活と育ちを保障するために必要だと考えます。

子どもからおとなへの移行支援——行政の取り組み

北海道では、北海道こども施策審議会障がい児支援部会にて移行調整について議論され、同部会で円滑な移行に向けた協議を進めていくとされました。また「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の策定検討のために北海道の担当者が当学園を訪問し、移行調整の取り組みについて意見交換をしました。札幌市では、札幌市障がい者施策推進審議会において議論され、「さっぽろ障がい者プラン 2024」の成果目標に移行調整に係る協議の場の設置について明記されました。このように、審議会での議論や障がい福祉計画への明記、施設との意見交換など移行調整の整備が進んでいます。

子どもからおとなへの移行支援 ——もなみ学園での取り組み

当学園では、成人期の生活に向けて高校入学前から

移行に関する準備を開始し、子どもや保護者の想いをじっくりと聞きます。子どもたちは、「グループホームで過ごしたい」「家庭で過ごしたい」「一人暮らししたい」「調理したい」「カフェで働きたい」など様々な夢を抱いています。子どもたちの中には、高校在学中に「高校をやめて働いてお金を稼ぎたい」「学園を出てグループホームで暮らしたい」などの希望もあります。

このような子どもの夢や希望を実現するために、子どもの意思や障がい特性、生活状況を踏まえて移行支援計画書を作成します。そして計画に沿って、早期のうちに保護者や児童相談所、学校、相談支援事業所などの関係機関と連携して、実際に実習や見学を通じて検討を重ねます。最終的に、15歳以降からの障害福祉サービスの利用を含めて、退所後の生活の場を決定します。このような取り組みを丁寧に行うことで、過齡児（18歳を超えた児童施設の入所者）を生み出さず、子どもたちは自ら希望する生活の場への移行が実現できています。

移行支援では、早期のうちに子どもの意思に耳を傾け、子どもを取り巻くすべての関係機関や行政機関などがチームになって、意思の実現に向けてアイデアを出し合い、連携することが大切であり、過齡児問題を未然に防ぐことにつながっています。

さいごに

新制度と実践を振り返ると、「子どもが大人になるまでの生活」と「大人として生活する場への円滑な移行」を子どもの発達や成長のプロセスと捉えて、家庭的環境の下で子どもを取り巻くみんなで協働して支えていくことの重要性を再認識できました。特に、小規模ケアによる家庭的養育の実践は子どもたちの生活の質を高めました。また、関係機関や行政機関の協働による移行支援は子どもの意思決定を実現でき、かつ過齡児問題の解決につながることも実感でき、新制度が実践ベースとして定着してきた1年でした。今後、入所する子どもたちの充実した生活を保障するために、小規模ケアによる家庭的養育への移行や小規模地域障害児入所施設の制度の早期実現、また行政を責任主体とした関係機関の協働による移行調整の整備などがより活発に進むことを期待します。

特集 2

震災から学ぶ

～あの日あの時から～

二度と起こってほしくない災害。能登半島地震から間もなく1年半、熊本地震からは9年、東日本大震災からは14年、阪神淡路大震災からは30年の時が流れました。災害発災時の報道の映像は今でも鮮明に思い出せますが、未曾有の災害から私たちは何を学び、現在につながっているのでしょうか。それぞれの災害を、それぞれの立場でつながっている「今」をご寄稿いただきました。

能登半島地震の発災から1年半が経ち、訪問の予定を立て、現地へ電話をいくつか入れた際に感じたのは、被災地の方々がまだまだ普段の生活も取り戻せていないことでした。1年半という時間でどのくらい普段の生活に戻れるものか。私は東日本大震災の際に宮城に住んでいましたが、自分の記憶をたどってみると、そうだ、1年では被害の大きかった地域では瓦礫も片付かず信号もなく、1年も経ったようには思えない状況だったことを思い出しました。しかし、能登の方々はさまざまな取材を受けているからか、「どうぞいらしてください。お待ちしております」と言ってくれました。

年月が経つにつれさまざまな記憶が薄れていきますが、経験した東日本大震災のあの時「これは必要だった」「こういう時のために今後こうすべき」など、震災から備えるべきことなどをたくさん学びました。今回、東日本大震災の際に支援に入った宮城県南三陸町と名取市を訪問しましたが、忘れてしまったことも多く、被害が大きかった地域の方には時間が経ったからこそ「思い出したくない記憶」もあると感じました。逆に時間が経ったからこそ、その時の混乱した記憶が整理されて話してくださった方もいました。

その中で印象に残ったのは、宮城県立名取支援学校の校長先生が学校で実施している防災訓練の話をしていられる際におっしゃった「訓練を成功させるための訓練になっていないか」という言葉です。確かに自分が事業所にいた頃に実施していた防災訓練は、子どもたちが混乱しないように段取りを相当準備していたことを思い出しました。それで災害時に本当に対応できるのか。そのうえで、学校では訓練成功のための訓練はやらない、先生方の動きにその時々工夫が大事だということを校長先生はおっしゃっていました。災害は急にやってきます。訓練通りいかない、その場の判断がいかに重要かということに改めて気づかされました。

推奨されているBCPの策定については、なかなか進んでいないのが現状ではないかと思います。策定できているみなさまは、形だけになっていないか、策定がこれからというみなさまには、今回の記事が、災害時に何が大事か、必要か、考えていただく一手になったらと思います。

（公益社団法人日本発達障害連盟 事務局長
芳野友紀）



南三陸町（歌津地域）
2011年5月12日撮影



南三陸町（志津川地区）
2011年5月12日撮影



南三陸町（歌津地区）
2025年5月1日撮影



南三陸町のぞみ福祉作業所の生産品。
小さい四角は利用者みなさんの名刺

能登半島地震から1年

青山学院大学教育人間科学部 教授 古莊純一

能登半島地震から1年あまりがたちました。まだまだ復旧途上といわれる中、発達障害児（者）や支援者は地域でどのように生活しているのでしょうか。被害の大きかった奥能登の珠洲市を訪問して、お話をうかがいました。

社会福祉法人「すず椿」の宮野修理事長は、地震後多くの訪問支援者と面談され、その都度メモをとっておられ、今回はそのメモを見ながら話をされました。震災が発生したのは2024年1月1日、道路が寸断され通信状況が悪い中、震災直後は利用者や職員の安否確認が難しく、全員に確認がとれたのが1月17日だった

といいます。その後もこの地域は大雪・猛暑・水害に見舞われました。それらが追い打ちをかけ、震災時59名いた利用者のうち16名が転居。利用者だけでなく職員も転居せざるを得ない状況となり、施設の経営、維持にも深刻な影響を与えたそうです。そのような中、施設をなんとか維持するため、県から受注を受け、ポスティングによる避難所の見回りや、被災地の空き地の草刈りをするなど、地域の復旧にも参加しながら利用者の工賃のアップにつなげています。



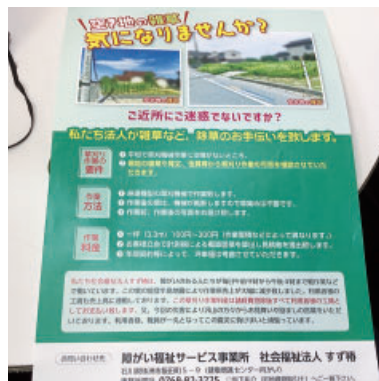
すず椿の防災備蓄



災害時の対応についてまとめられた、すず椿の職員室の壁面



すず椿の製品



草刈りの案内チラシ

次にお話をうかがったのは、障害福祉サービス多機能型事業所「さざなみ」の施設長、坂井千鶴子さんです。坂井さんは、金沢からの帰路途中で地震に遭遇。寒い中やっとの思いで施設に帰り着き、以降、泊まり込みの生活がしばらく続いたといいます。珠洲市にはもともと障害者福祉施設が1軒しかなかったため、2022年4月、地元住民の要望を受けて「さざなみ」が開所しました。知的、精神、身体などの障害を持つ人の生活介護や就労支援、放課後等デイサービスなどの支援事業を行う通所施設です。地震前は約10名の利用者を受け入れていま

したが、開所2年後に被災。通所施設ではありますが、利用者とその家族の宿泊のため開放し、支援にあたったといいます。

今では幹線道路こそ整備されている（といっても所々に小さな段差や傾斜が残っていました）ものの、集落と集落を結ぶ市町村道は、法面が露出していました。道路そのものが老朽化しており復旧

が手つかずのところもあり、長期間にわたり集落が孤立していたことがうかがえます。通行止めのところも、慣れた地元の人であれば通れるところもありますが、絶対に通れないところもあり、大



さざなみの施設外観



さざなみのトイレ付宿泊室

きく迂回するしかないということでした。特に被害の大きい能登半島の日本海に面した北端側には、道路だけでなく、全壊・半壊した家屋がそのまま取り残され撤去も手つかずのところもありました。

その後、珠洲市にある県立特別支援学校の吉村真理子先生と寺田春美先生にお話をうかがいました。18名いた在校生は転居で14名になったといいます。スタッフや家族の懸命のサポートで、在校生の心身への影響は軽微だった一方で、保護者のメンタルへの影響が大きかったそうです。避難所では周囲の人への配慮などで、心が休まることがなかったことも想像できます。各地で道路が寸断されているためバス送迎が困難で、給食の提供もできず保護者が日中送迎を続けたこと、福祉避難所の確保が難しかったこと、感染予防対策も合わせて行われたため、地域住民との交流も減少していたことなど、さまざまな苦労があったといいます。道路の寸断により県の職員自身も現地に足を運ぶことが少なく、支援学校のことは後手に回るなど、県と市の連携の課題もあったようです。県立のため3月に職員の新たな異動配置が難しく、吉村先生は2年目の残留を決めたとのことでした。



倒壊したままの家屋



いまだ復旧されていない道路

＊

現地を視察し、直接話を聞かないとわからなかったことも多くありました。人それぞれに状況は異なりますが、環境の変化に弱い障害者の人たちの生活や精神の安定には、まだまだ時間がかかるでしょう。東京から能登空港を使用すると、金沢市からよりもかえって珠洲市には短時間で行くことができるほどで、この陸路での遠さが支援の妨げになっていたと感じました。支援者や地元に残り生活を続けている皆さんへの支援も続けることが不可欠だと実感しました。

最後に、終始取材に同行してくれた、青山学院大学卒業生で現在、石川県の特別支援学校教諭の端田研太君に、この場を借りて感謝の気持ちをお伝えします。